

日本の行方決める安倍「働き方改革」との闘い

生熊 茂実

本稿脱稿後の9月25日、安倍首相は衆議院解散を表明し、総選挙が始まった。その中で、本稿でふれる「労働基準法改悪法案」は廃案となった。しかし、それを含む「働き方改革」のねらいは続いている。

1 「連合」の「過労死激増・残業代ゼロ法案」をめぐる「迷走」は何をもたらしたか

「働き手の怒り 連合へ」「残業代ゼロ容認抗議 本部前デモ」という見出しで、朝日新聞2017年7月20日に報道された事態。日本最大の労働組合ナショナルセンター「連合」に、連合組合員などが、「過労死激増・残業代ゼロ法案」と呼ばれる労働基準法改悪法案を容認する「連合」の方針転換に抗議する行動を伝えたものだった。労働者の雇用や権利、利益を擁護すべき労働組合に、傘下の労働組合員が大衆的抗議行動をおこなうという、これまでなかった異例の光景だった。

なぜこんなことが起こったのだろうか。いくつかの要素は後述するが、本質的には「連合」の中心幹部が、労働者の利益に反しても安倍政権との密接な関係を持つことで、自らの存在を認めさせようとする、政府への屈服姿勢に対する、労働者・国民の怒りの表れといえる。

「連合」は、「高度プロフェッショナル労働制度」の名によって一定の労働者を8時間労働原則の適用外に置き「過労死激増」と「残業代ゼロ」をもたらす点で、また「提案型営業」などへの「裁量労働拡大」で「残業代ゼロ」を広げる「労働基準法改悪法案」に反対してきた。「改悪法案」に対して、全労連や全労協などの「雇用共同アクション」や「過労死家族の会」など多くの団体が反対運動を広げるなかで、2015年4月に閣議決定・国会上程されて以来、一度も審議にすら入れず、棚ざらしにされていた悪法である。

ましてや東京都議会選挙で自民党が歴史的な大敗を喫し、安倍政権による「森友学園」「加計学園」問題はじめ「政治の私物化」が国民の眼に明らかにされ、内閣支持率が劇的に下落するという状況のなかで、悪法強行が困難になることが目に見えていたなかでの出来事であった。

少し詳しく見てみると、①「連合」は「安倍働き方改革」において、「時間外労働の上限規制」ができたことは「労働基準法70年での歴史的改革」と「経団連」・政府と一致して賞賛してきた。しかしその「長時間労働規制」の実態は、繁忙期に「月間100時間未満」「休日労働もふくめ時間外労働年間960時間」というものであり、労働者・国民の強い批判を浴び続けているという状況にある、②政府

のいう「同一労働同一賃金」は、雇用形態による従来の不当な格差の温存・固定化にほかならないことも明らかになりつつあった、③このようななかで政府は、「働き方改革法案」と棚ざらしになっている「労働基準法改悪法案」を「一括法案」として、この秋の臨時国会に上程し、どさくさ紛れに強行しようとしたのである、④さらに、「労働者代表」を自認している「連合」が、労働政策審議会を無視して労働政策を首相官邸直轄ですすめる安倍政権に対し、政権に接近することで労働政策から排除されないようにしたい、このような事態が背景にあったことは明らかである。

このようななかで、手放しで「労働時間上限規制」を持ち上げた「連合」中心幹部は、「一括法案」にされた場合に、反対する立場をとれないなかで、まったく実効性のない「改悪法案の修正」を手土産に「一括法案賛成」に踏み切ろうとしたのである。この「修正」なるものは「改悪法案」にある、8時間労働原則が適用されない「高度プロ労働制度」の休日・休息について、①年間104日の休日、②「健康管理時間」を厚生労働省令で定める1ヵ月または3ヵ月の上限以内、③厚生労働省令で定める勤務間インターバルのうち一つだけ実施すればいいとされていたものを、「年間104日の休日」だけを義務づけ、他の一つと組み合わせればいいという「修正」である。「年間104日休日」は「週休2日だけで、その間24時間労働も可能になる」という批判がされているが、そんな生易しいものではない。24時間労働はその通りだが、週休2日の保証はまったくなく、「4週に4日の休日」を前後に集中させれば48日間の連続労働すら可能になるのである。まさに「過労死容認」

という労働組合として許されない「変節」と言わなければならない。

そして「連合」組合員の抗議だけでなく、全労連、全労協など多くの労働組合の反対、過労死家族の会はじめ多くの市民団体が強い批判の声を上げるなかで、「連合」は「残業代ゼロ法案容認」路線を撤回せざるをえなくなった。そして、「容認」を主導した逢見事務局長は次期会長が予定されていたようだが、会長代行になることに変更され、「連合」役員体制の見直しにまで影響する事態となった。

この事態から何を学ぶべきなのだろうか。まず第1には、職場・地域の労働者にはたかくエネルギーがあることが再確認できたことである。「連合」という労働組合は、今回の事態に典型的に表れたように、政府や経営側との距離感が近く、労働者の権利や利益をまもる立場に立ちきれない弱点があることは明らかだが、そのようななかで「連合」を構成する職場・地域の労働者の要求との矛盾が広がっている。職場の支配体制は資本の監視のもとにあり、「連合」労組の方針に異論があっても、それをかんたんに表明できるような状況ではない。しかしながら、国民世論に敵対するような今回の事態では、社会的世論と結びついて「連合」本部に対する抗議行動にまで発展した。職場・地域で働く労働者の要求は共通であり、そしてたかくエネルギーがあり、共通の要求で労働組合運動の潮流を超えた職場・地域からの共同に、挑戦していくことが必要だろう。

第2は、「安倍働き方改革」関連の悪法を葬り去るチャンスが生まれたととらえることが必要だろう。今回の事態がマスコミで報道

されたことで、「労働基準法改悪法案」＝「過労死激増・残業代ゼロ法案」のひどさや「安倍働き方改革」について、その内容が労働者・国民に広く知られることになったことである。この条件を最大限に活かして、悪法阻止のために大きな運動を起こせる可能性が強まったととらえ、悪法阻止の運動を目指したい。進行中の総選挙でも、そういう力をつくりたいものだ。

2 「安倍働き方改革」は、労働者と国民に何をもたらすか

安倍内閣の目玉政策の「働き方改革」について、あらためて、その内容を確認しておこう。2016年1月22日の安倍首相の施政方針演説で、突然、非正規労働者の格差をなくすために「同一労働同一賃金」という言葉が飛び出し、私たち労働組合運動に携わる者には衝撃が走った。そして直ちに1月29日の「1億総活躍国民会議」において「ニッポン1億総活躍プラン」に「同一労働同一賃金」「高齢者雇用促進」「長時間労働是正」を柱に「働き方改革」を位置づけるという挙に出た。あれよあれよという間のできごとであった。追い討ちをかけるように、3月25日の「1億総活躍国民会議」では「長時間労働是正」を打ち出し、36協定見直しの労働基準法改正を打ち出した。これらは、労働組合運動が長い間かかげてきた課題であり、それに立ちはいだかってきたのが自公政権であったのだから、びっくりするのも当然であり、労働組合としての対応に遅れをとったことは否めない事実である。

この流れは、2016年参議院選挙において

引き続き自公与党勢力で多数を維持するために出されたものである。それは、「日本再興戦略」における「少子高齢化」のもとでの労働力確保、そして非正規雇用を正社員と同様に「普通の働き方」として大量に活用し続けるなど、政府と資本のねらう「働かせ方」を「働き方改革」と銘打って労働者のための「改革」のように装って、引き続き国会の多数を占めることをねらった策謀が、2016年初頭から打ち出された「安倍働き方改革」であった。

長時間労働規制

日本最大の広告会社「電通」において、入社1年目の女性社員が過労死に追い込まれた事件が明るみに出て、いっそう注目された「長時間労働規制」は、以下のように扱われる。

「労働基準法改正」として、①時間外労働は原則として月45時間、年間360時間を上限とする現行厚生労働大臣告示の水準を定める、②労使が協定すれば、2カ月～6カ月平均の時間外労働を月80時間（休日労働ふくむ）、年間720時間まで認める、③超えられない限度として、1カ月「100時間未満」を認める（休日労働ふくむ）、④原則を超える月は6回までとされている。しかし④には、休日労働がふくまれていないので、結果として休日労働をふくめて時間外労働を年間960時間まで可能となる。

現行厚生労働大臣告示は「これ以上の時間外労働をおこなうと、長時間になるほど脳や心臓疾患の危険性が高まる」という医学的な労働災害認定基準にもとづくものである。これ以上の時間外労働を労働基準法で容認することになれば「過労死の合法化」をもたらす

ことになる。時間外労働複数月が月 80 時間、1 カ月 100 時間は、まさに過労死認定基準であり、これでは社会問題になっている「過労死」「過労自死」をなくすどころか、いっそう蔓延させてしまう。「過労死家族の会」のみなさんが、この案に強く反対し再検討を求めているのは当然であり、それが国民的常識であろう。

「同一労働同一賃金」

「非正規労働者と正社員の格差をなくす」というふれこみで大宣伝された「同一労働同一賃金」は、どうなっているか。2017 年 9 月 6 日法案要綱のイメージが、厚生労働省から労働政策審議会に示された。法案要綱には「同一労働同一賃金」の文言も「均等待遇」原則の明示もない。昨年末に発表された「同一労働同一賃金」ガイドラインに対する強い批判があったが、本質は何も変わっていない。現行の「労働契約法」や「パート労働法」の枠組みを出ておらず、実質的な改善はほとんどない。

一例をあげれば、「ガイドライン」で示されたのは「将来管理職になる予定の労働者が、入社後にパート労働者から仕事を教えられ、パート労働者と同じ仕事をしている状態でも、パート労働者より高い賃金が支払われることには問題がない」というのである。「将来の役割の違い」を理由にして賃金の格差を容認するなら、正社員と非正規雇用労働者の不当な賃金格差は現状と同様に固定化されることは目に見えている。この例で言えば、少なくともパート労働者の賃金を教えられている正社員の賃金まで引き上げるべきである。さらに、審議会の最後になり、安倍政権お気

に入りの「学者」たちが、「同一労働同一賃金」の議論は、「正社員に偏った賃金配分の見直しが必要」と「正社員の賃金引き下げ」を言い出したことに注目すべきである。「同一労働同一賃金」の名で、正社員の賃金を引き下げて、非正規雇用労働者と「均衡処遇」をすることがねらわれている。この議論は自民党見解でも一応否認されていることではあるが、本音はここにあると考えることが重要である。

まさに「同一労働同一賃金」は、非正規雇用労働者の待遇改善には役立たないものであり、「同一労働同一賃金」という美しい言葉だけをかかげて非正規雇用労働者の「受け」をねらうニセのスローガンであることが明白になった。そして、ひき続き非正規雇用労働者を大量に活用するためのものである。非正規雇用労働者の正社員との不当な格差を本当に解消するためには、具体的な事実で「均等待遇」実現を迫り続けることが必要である。

すでに述べたように、この二つの「働き方改革」案は、「労働基準法」「労働契約法」「パート労働法」「労働者派遣法」を「改正」する「働き方改革一括法案」として、政府・経団連側は 9 月からの臨時国会への上程を強行しようとした。これに「過労死激増・残業代ゼロ法案」を一緒にくたにして成立させようとしたが、労働者・国民にそのひどさが知られるようになったこと、そして総選挙になった事態を活用して、阻止のために奮闘することが必要である。

「解雇の金銭解決」

「予見可能性の高い紛争解決システム」という名目で論議されている「解雇の金銭解決

制度」創設については、研究会での労働側の強い反対を無視して「まとめ」が出された。研究会でも方向性が出ないというなかで海外資本導入を促進する安倍政権の要求によって無理やりすすめる矛盾が明らかになっている。

追いつめられた安倍政権お気に入りの「学者」によって、「解雇無効でも地位確認を求めない労働者が、金銭解決を裁判で求める制度」をつくるとして「解雇の金銭解決制度」創設に穴を開けようとしている。しかし、労働審判制度があるので新たな法整備をおこなう必要はないという批判が強い。解雇しても金銭で解決できるという制度がつくられれば、労働者は解雇無効・職場復帰をあきらめがちになり、泣き寝入りが増えるだろう。いっぽう経営側は、「結局金銭ですむなら解雇してしまえ」と解雇を決断しやすくなる。「アベ働き方改悪」の「産業の新陳代謝」「労働力移動」の究極の手段であることは間違いない。

最低賃金引き上げ

最低賃金の引き上げは、安倍政権の目玉政策のひとつである。あまりにも低い最低賃金を引き上げることは、きわめて重要であり、当然のことである。これは「アベノミクス」が、労働者の賃金引き上げや国民所得の向上につながらず、多くの労働者・国民からの「期待」を裏切るなかで、なんとしても経済状況の好転をはかるための政策であることは事実である。安倍政権のねらいがどうであろうと、最低賃金をいっそう大幅に引き上げ、労働者・国民のくらしの向上を求めることは必要である。しかし、安倍政権頼みの最低賃金引き上げには、強い警戒をしなければならない。「同一労働同一賃金」を安倍政権が打ち出したね

らいは、「非正規雇用労働者」をいっそう拡大して利用し続けるためのものであり、また、それを利用して全体の賃金水準を引き下げることにあることはすでに述べた。

最低賃金の引き上げにも、そういうねらいがある。つまり最低賃金が適用されるような労働者を大量につくろうとすることが、その土台にはある。「非正規雇用労働者」の大量活用と裏表の関係にあることを見据えて、正社員をふくむ労働者の大幅な賃金引き上げ、すべての労働者の賃金大幅底上げを一体のものとして、春闘はじめ賃金闘争をすすめることが重要ではないだろうか。

3 「アベノミクス」に終止符を打ち、経済政策の転換を

衝撃をうけた報告を聞いた。「反貧困ネットに参加する40歳代の労働者（就職氷河期世代で、非正規雇用で食いつないできたという）が、働き始めて20年間で、今が一番（経済や生活が）いいと思う。最低賃金は数年で100円アップしたし、求人も多い」というのである。

この認識には大きな誤解もあるが、少なくとも就職氷河期世代や若者に、このような認識が広がっていることを、私たちは現実のものとしてうけとめなければならないし、とりわけ30歳代の男性を中心にして、安倍政権の経済政策「アベノミクス」に対する支持は高い。

総選挙のなかでも、「アベノミクス」は本当に失敗した、破たんしたと言えるのか、もっとも労働者・国民にわかりやすく、しかも繰り返し知らせていくことが重要ではない

だろうか。安倍政権が都合良く引用する「正社員有効求人率が1倍を超えた」「失業率が低下」「GDP（国内総生産）は伸びている」などのまやかしを明らかにすることが必要だ。

この論証自体は私の任ではないので深入りしないが、労働組合運動の現場で感じることもある。幸いなことなのだが、企業倒産が減少し、私の所属するJMITUではここ数年倒産争議がない。では中小企業の経営は好調なのかといえば、そうではない。事業閉鎖・廃業、事業所統合・縮小などによって、解雇や希望退職は続いている。とりわけ輸出大企業の莫大な利益のいっぽうで、中小企業への犠牲転嫁は続いていることに変わりはない。にもかかわらず倒産が少ないという背景には、異常な金融緩和があるのだろう。これまでの時期だったら倒産が避けられなかった企業でも、労働組合と経営者の努力で経営を続行し、一定期間の努力で経営改善を果たした企業も少なくない。しかしこれは、決して「アベノミクス」の恩恵で自動的にできたことではなく、金融機関と企業の正しい関係のなかで、労使が必要な努力をすれば、中小企業の経営困難を克服できることを示したということである。

企業間でも、国民の間でも、労働者の間でも、起きているのは「格差拡大」であり、低位平準化であり、一般の労働者・国民の生活は良くなっていない、むしろ悪化していると言っている。スーパーのレジに並んでいたときのことである。レジ係の女性が話していた、「きょうは15日だから忙しいよ」と。それでハッと気がついた。偶数月の15日は年金が銀行口座に振り込まれる日である。年金受給者は、その日を心待ちにして、年金振り

込みの15日当日に年金を口座から引き出し、急いで買い物に向かうという姿が見えるのである。それぐらい高齢者、年金受給者の生活はひっばくしている。年金はじめ社会保障の切り下げが、国民生活を限界に追い込んでいくことは明らかである。

労働者の賃金も、9月6日に厚生労働省が発表した7月の毎月勤労統計調査（速報値）では、実質賃金は前年比0.8%減と2カ月連続マイナスである。残業代やボーナスを合わせた現金給与総額は0.3%減の37万1808円で14カ月ぶりのマイナスとなっている。

いっぽう、8月22日の毎日新聞には「超富裕層」をねらった金融機関の動向が報道された。それによると、野村総合研究所などは「金融資産5億円以上の超富裕層は2015年時点で7万3000世帯、金融資産保有総額は75兆円と推計される。株高などで11年の5万世帯、44兆円から大幅に増加した」としている。「アベノミクス」によって、金融資産や不動産などを大量に所有する資産家は、莫大な利益を受けていることがわかる。「アベノミクス」がつくり出したのは、企業でも国民のなかでも「格差の拡大」以外の何物でもないことは明らかである。

こういうなかで、「安倍働き方改革」の実態は、すでに述べたように「働かせ方改悪」なのだが、政権側は少なくない労働者に「働き方改善」への幻想を抱かせて、安倍政権支持、自民党支持につなげ、それを憲法改悪に連動させようとしているねらいも、しっかり見抜く必要がある。この面での危険性をしっかりつかんで、「安倍働き方改革」のもたらす現実を正しく伝え、安倍政権に対する認識を変えていくことが、憲法改悪反対の世論を

大きく広げるうえでも必要条件になっていると考える。

おわりに

おわりにあたって、私は「アベノミクス」の強行継続は、今後、日本経済混乱の危険をもたらすのではないかという危惧を持っていることにふれたい。

「異次元の金融緩和」によって、「株高」「不動産価格上昇」が続いているが、私はすでに「資産バブル」状態になっているのではないかと感じている。この認識には異論のある方もおられると思うが、2019年の10%への消費増税、2020年東京オリンピックを前にした特需の終了などでの「資産バブル」の調整の危険、金融緩和の「出口」をどうするのかなど、「アベノミクス」できわめてゆがめられた日本経済の混乱につながる契機が続くことになると感じている。また政府の「財政出動」＝公共投資は巨額に積み上がり、「後は野となれ山となれ」という「アベノミクス」の財政出動が、今後どこまで継続できるのか。少しの経済状況の変化が、大きな経済混乱をもたらす状況が山積しているのではないだろうか。

それだけではない。北朝鮮をめぐる国際情勢の激動が、世界的な経済混乱につながる可能性も生まれている。

こういうなかで「アベノミクス」の強行を継続しようとするれば、「成長戦略」、すなわち「安倍働き方改革」の強行に傾斜を強めていかざるをえない。それは労働者・国民との矛盾の激化を避けられないものとするだろう。しかも、すでに述べたように、「働き方改革」という美名をふりかざして、労働者に幻想を

与えて安倍政権への支持をつなぎ止め、大企業の莫大な利益を保障する「働かせ方改悪」の強行と「憲法9条を中心とする憲法改悪」を一体のものとしてすすめようとしている。

「アベノミクス」のもたらした日本社会と経済の難問を解決する道は、政治の方向を変えて、健全な日本経済をめざすしかない。すでに原因はわかっている。その解決の道は、労働者の賃上げ、社会保障の拡充など、国民所得の引き上げに求める以外にない。

それには、自らの生活改善、雇用の改善めざす労働者・国民のたたかいとともに、「アベ政治」からの転換が絶対的に必要である。「安倍政権による9条改憲阻止」の国民・市民の大きな共同と合わせて、「市民と野党の共闘」を前進させ、「改憲発議を許さない」たたかい、そして仮に「改憲国民投票」が強行されるときには国民過半数で阻止するたたかい、そして、現在たたかわれている総選挙で、国会の力関係を大きく変え、安倍政権を退陣させることが必要である。

これらのたたかいが「アベノミクス」をストップし、国民生活改善につながることになる。安倍政権による「改憲」を許さない大きな運動は、労働者・国民の生活をまもるたたかいと裏表の関係にある。「改憲」を許さないたたかいがすすめばすすむほど、安倍政権は経済的譲歩を考えざるをえないし、さらに政権を代えることで国民本位の経済への転換をめざすことになる。「安倍働き方改革」に反対するたたかい、国民生活をまもるたたかいが前進するほど、改憲阻止の力も大きくなる。日本社会の分かれ道に、いま私たちは立っている。

(いくま しげみ・会員・JMITU顧問)